

# 建設委員会記録

1 日 時 令和2年9月18日（金曜日）

開 会	午前10時08分
休 憩	午前10時21分
再 開	午前10時34分
休 憩	午前10時36分
再 開	午前10時57分
休 憩	午前11時14分
再 開	午前11時31分
閉 会	午後 0時01分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 9人

委員長	押 田 大 祐
副委員長	尾 上 一 彦
委 員	岡 部 享
//	竹 田 勝
//	佐 藤 則 寿
//	村 上 和 久
//	村 家 博
//	柞 山 数 男
//	五 本 幸 正

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【消防局】

局長	相澤 充則
局次長	河部 勝巳
参事（警防課長）	原野 理
総務課長	石井 誠
予防課長	浦山 信之
通信指令課長	内山 真司
総務課主幹（総務企画・調整担当）	嘉戸 智人

### 【上下水道局】

局長	山崎 耕一
局次長	金山 靖
局次長（技術担当）	深山 隆
参事（西上下水道サービスセンター所長）	渡辺 政司
経営企画課長	石金 俊介
契約出納課長	井上 剛秀
料金課長	泉野 敬之
給排水サービス課長	五十嵐 健治
水道課長	山崎 明彦
下水道課長	五十嵐 進
上下水道施設管理センター所長	森岡 俊雄
東上下水道サービスセンター所長	田辺 茂樹
流杉浄水場長	福澤 幸二
浜黒崎浄化センター場長	中橋 亨
経営企画課主幹（調整担当）	櫻井 一英

### 【活力都市創造部】

部長	中村 雅也
理事（建築指導担当）	高松 信太郎
部次長	大沢 一貴
部次長（技術担当）	狩野 雅人
参事（都市計画課長）	村井 真哉
活力都市推進課長	卜蔵 雄治
交通政策課長	野村 知範
建築指導課長	佐藤 英子
富山駅周辺地区整備課長	山崎 哲志
路面電車推進課長	高田 秀昭
中心市街地活性化推進課長	小善 誠
都市再生整備課長	高森 隆
居住対策課長	金山 英樹
活力都市推進課主幹（調整担当）	谷島 洋

### 【建設部】

部長	舟田 安浩
理事（土木事務所長）	山元 政彦
部次長	中村 敏之
部次長（技術担当）	酒井 正道
参事（営繕担当）	永川 武
参事（建設政策課長）	高尾 輝彦
参事（防災対策課長）	高柳 誠
参事（土木事務所建設課長）	牧 雅浩
道路整備課長	奥田 孝治
道路管理課長	増山 和弘
河川課長	経澤 陽一
道路構造保全対策課長	野上 一成
公園緑地課長	谷井 隆彦
市営住宅課長	片山 建
営繕課長	生田 朋道
土木事務所管理課長	村田 友康
建設政策課主幹（調整担当）	竹内 宗健

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課調査係長	本田 宏之
議事調査課主査	金井 沙織
議事調査課主任	田伏 由佳

## 7 会議の概要

委員長           これより、令和2年9月定例会の建設委員会  
                      を開会いたします。  
                      審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、岡  
                      部委員、五本委員を指名いたします。  
                      これより、消防局所管分に入ります。  
                      報告案件として提出されている  
                      報告第39号 専決処分報告の件（損害賠償  
                      請求に係る和解の件）中、専決第21号  
                      を議題といたします。  
                      これより、当局の説明を求めます。

総務課長           〔議案書により説明〕

委員長           これより、質疑に入ります。  
                      質疑はございませんか。

                      〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           ないようですので、これをもって質疑を終結  
                      いたします。  
                      なお、ただいまの報告案件につきましては、  
                      議決不要のものです。  
                      次に、消防局所管分でただいまの報告以外に  
                      何か質問はありませんか。

竹田委員

建設分科会の冒頭の挨拶で、消防局長より救急出動について報告がございましたが、救急出動で新型コロナウイルス感染症によって受入れが拒否される状況など一前にも報告はありましたが一その後改善されたのか、著しい変化があるのか、その辺りを教えていただきたいと思います。

消防局長

細かい数字は今手元にありませんのでお伝えできませんが、一時期、新聞報道があったときは感染の第1波のときで、富山市民病院での受入れが困難という状況もございましたので、ほかの輪番病院では受入れがかなり負担となっていました。

やはり、各病院ともウイルスを中に入れないという状況をつくっておられます。今では、接触者外来を外につくるなどしておられますが、県立中央病院などでは、発熱など新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合には、一度CTを通してから病院の中に入れるという方策を一現在でもその方策を取っておられますが一取っておられましたので、病院に収容する時間はどうしても若干遅くなっております。

ですが、第2波に関しては市民病院でも救急医療を受け入れていただいておりますので、

時間的には第1波のときよりは短くなっております。

警防課長 本市におきましては、本年4月1日から昨日、9月17日まで、新型コロナウイルスに感染した傷病者の救急搬送につきましては35件ございます。37度以上の発熱または呼吸器症状、感染症の感染が疑われる傷病者の救急搬送につきましては、1,356件出動しております。

今、局長も言われましたように、搬送を拒む医療機関は今のところ出ておりません。

竹田委員 続いて、これは大分前からでございますが、軽微な事象なのに救急車を頼むと。要するに、タクシー代わりに使っている人がいるということが全国各地で問題になった時期がありますが、富山市消防局においてそのような事例はあるのか、ないのか。あるいはどの程度あるのかについて御質問します。

警防課長 いわゆる不適正利用ということだと思っておりますけれども、令和元年度では28件ございました。

村上委員 今度チェーンソーの研修会が予定されていま

すけれども、防護ズボン一卷きつけるものはチャップスと言うそうですが、生の木を切る際に一業でするときというか、仕事で行うときには、ああいうものを必ず身につけてくださいというように労働安全衛生規則が変わったということを知っています。

消防団とか職員の皆さんが切るのは、生の木は生の木でも、根っこの生えているものではないのですが、いずれにしても危険性は伴うものだというふうに思っています。

研修では普通の活動服でやっていますけれども、そういう防護服なども必要ではないかと思うのですが、その辺の認識と予算要求などを含めて、どのように考えているのか聞かせていただけますか。

警防課長

労働安全衛生規則の一部が改正されまして、チェーンソーによる伐木作業を行う労働者の労働災害を防止するために、特別教育を行うとともに、下肢の切創防止対策として、切創防止用の保護衣等の着用が義務づけられました。

しかしながら、厚生労働省から総務省消防庁への回答では、消防職員が市街地等での救助活動等において風で倒れている木や枯れ木、そしてまた流木や家屋の柱、はりなどの木材

を切る場合は特別教育を行う必要がなく、また切創防止用保護衣については着用させることが望ましいという回答でありました。

しかしながら、消防局では職員の安全管理の観点から、特別教育を行うことができる林材業安全技能師範を講師に講習会を開催するとともに、保護ズボンを整備し、各署所へ配付しております。

今後は、消防団員の安全を守るために、林材業安全技能師範の講習会を受講した職員等による消防団員研修会を開催するとともに、切創防止用の保護衣の消防団への整備についても検討していく必要があると考えております。

岡部委員

今年は熊の出没が非常に多いということであり、特に中山間地では熊が出たということになれば、消防団員に動員がかけられる可能性もあるように思います。

そういう意味で、消防団に対して熊よけスプレーとか、そういうものの配備というのは何かあるのか、考えておられるのか、考え方をお聞かせください。

警防課長

実を言いますと、昨日、熊対策会議が開催されました、その中で消防の役割としましては、現場広報と災害が発生して死傷者が出た場合



の救護という形になっております。

そういうことから、熊のスプレーを常備することについては考えておりません。

消防局長 実際、職員にしても消防団員にしても、熊に対応する資機材は持ち合わせておりません。ですので、基本的には今警防課長が申しましたように、活動は広報的なものになると思います。それから、安全を確保できる車での広報等も考えております。直接生身で熊に対応するということは大変危険がありますので、それはできないと考えております。

岡部委員 そうであれば、活動範囲については徹底をいただくように一つい行ってしまおうということもありますので、どうぞよろしくお願いします。

委員長 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。以上で、建設委員会消防局所管分を終了いたします。

午前 10 時 21 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 34 分 再開

委員長           これより、建設委員会上下水道局所管分に入ります。  
契約金額 1 億 5,000 万円以上の工事請負契約について、  
当局から説明を求めます。

契約出納課長   〔委員会資料により説明〕

委員長           ただいまの説明について、何か質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、上下水道局所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設委員会上下水道局所管分を終了いたします。

午前 10 時 36 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 57 分 再開

委員長           これより、建設委員会活力都市創造部所管分の議案の審査を行います。  
議案第 148 号 工事請負契約締結の件（富山駅北口駅前広場上屋等整備工事）、  
議案第 149 号 工事請負契約締結の件（都市計画道路富山駅南北線外 1 線道路整備工事）、  
以上 2 件を一括議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

富山駅周辺       〔議案説明資料により説明〕  
地区整備課長

委員長           これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

竹田委員       まず、富山駅北口駅前広場上屋等整備工事についてでございますが、議案説明資料には工事内容として、富山駅北口駅前広場上屋及び富山駅北口地下広場出入口上屋等と記載されております。これを整備した後のイメージはどのような具合になるのか、それに加えて、規

模はどの程度のものなのか、もう少し詳しく教えていただけるとありがたいのですが。

富山駅周辺  
地区整備課長

富山駅北口駅前広場上屋等整備工事は、富山駅北口広場におきまして北口広場を利用される方が雨にぬれずに移動できるよう、上屋一屋根一を整備するものでございます。富山駅南口広場にも同様の施設がありますが、それを北口広場にも整備するものでございます。

富山駅北口駅前広場上屋のイメージとしましては、富山駅南口広場のバスシェルターを想像してください。北口にもロータリーを造りますので、北口にも同様のバスシェルターを造ります。

ただ、広場やロータリーの規模が、南口に比べまして北口のほうは若干狭くなっております。大きさといたしましては、南口広場の上屋は一馬蹄形なので円状になるのですが、北口のもは140メートル程度と、広場の規模に合わせて小さいものとなります。また、地下広場出入口上屋のほうは、北口の地下広場に出入りするための階段、エレベーターを設置するための上屋で、こちらのほうも南口に同様のものがございます。南口では、とやマルシェの前に地下道に出入りするため

の上屋が設置されており、北口にもほぼ同様の形状のものを設置します。

ただし、北口では、現在地に改めて付け替えますので、南口のものはバスシェルターから少し離れた感じで独立して建っているように見えますけれども、北口の場合はバスシェルターの位置と少し重なって設置されますので、そういったところで、出来上がった際には少しイメージが違うのかなと思っております。

もう1点、議案説明資料では工事内容に「等」というふうに書いてございますけれども、これはこのほかに、つなぎひさしというものを造ります。つなぎひさしとは何かといいますと、駅舎から出てバスシェルターまでの間、ぬれないようにつなぐ屋根のことでございます。こちらも南口に同様の施設はございますが、南口では駅舎とバスシェルターをつなぐだけではなくて、バス案内所や総合案内所を利用される方もぬれないような屋根とするため、大きな屋根となっております。北口ではバス案内所等を設置する予定はございませんので、人の動線のみを考えたものとなっております。大きさとしては南口に比べると大分コンパクトになると思っております。

いずれにしても、北口広場は南口広場のデザインを踏襲したような形で整備しており

ます。もちろん広場の大きさなりで若干の違いはありますが、全体をイメージしていただく場合には、南口駅前広場を反転させたような形でイメージしていただければ結構かなというふうに思います。

竹田委員 続けて、都市計画道路富山駅南北線外1線道路整備工事について伺います。工事箇所が議案説明資料9ページにも図示されておりますが、いよいよ富山駅の南北が道路でもつながるという感じを受けています。実際に道路がつながった際にはこれまでと比べてどのように変わるのか、加えて、完了一開通する時期についてお尋ねいたします。

富山駅周辺  
地区整備課長 どのように変わるのかということですが、皆さんよく御存じのとおり、富山駅の周辺で車を使って南北を横断しようとした場合、基本的には、富山駅の西側にあります、けやき通りと富山赤十字病院を結んでいる都市計画道路牛島蛭川線、もしくは、富山駅の東側にございます、富山中央警察署の前を通る都市計画道路堀川線の2本のうちどちらかを利用されるかと思えます。

この800メートルの間に往来する道路がなかったものですから、慢性的な渋滞等が発生

していました。富山駅南北線は、この800メートルの中心よりやや西側の位置になりますけれども、この道路が設置されることで利便性はかなり向上するだろうと思っております。特に富山駅周辺から行き来する場合には、そのまま真っすぐ行けることから、利便性はかなり向上して、交通渋滞も大分解消されるのではないかというふうに期待しております。こちらの道路は、来年の秋頃の完成を目指して進めておりますが、完成後に都市計画道路牛島蛭川線の工事に入ります。南北一体的なまちづくりには、牛島蛭川線のアンダーパスの解消、拡幅ということも含まれており、そちらの工事に入ります。工事をする際には、牛島蛭川線を通行止めにしなればいけないため、この富山駅南北線は迂回路の一部として利用されることになります。

そういったところから、富山駅周辺で南北を横断する道路がさらに1本つながるという意味では一去年の秋には完成するのですが一本当の整備効果が出るのはそのもう少し後になるものと思っております。

また、西口交通広場もこの南北線と併せて来年の秋に完成を目指しております。今、西口交通広場は、富山駅の南側から入って西口にタッチして同じところに出てくるという形で

使っております、富山駅の北側から直接アクセスすることはできない状態になっておりますが、西口交通広場は最終的にはコの字型のロータリー形状の道路としてできますので、来年の秋に完成した場合には、都市計画道路富山駅南北線を通して直接西口交通広場や駅の西口のほうへアクセスできるというふうに思っております。

こちらは、一方通行の道路として運用いたしますので、北側の、あいの風とやま鉄道側から入りまして西口にタッチし、南側、新幹線側に出るといった使い方となります。

委員長 ほかには質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第148号、議案第149号、以上2件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。



これより、議案第148号、議案第149号、  
以上2件を一括して採決いたします。

各案件は、原案どおり決することに御異議は  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、活力都市創造部所管分の議案の審査  
を終了いたします。

次に、活力都市創造部所管分で、議案以外に  
何か質問はございませんか。

尾上委員

本定例会の一般質問で、新幹線で通学推進事業及び県外通学助成事業について、一定の役割を終えたということで、来年、令和3年の4月以降の新規受付はしないという答弁がございました。仕方ないのかなというところではありますが、高校3年生が進学するときに、こういうものがあるから金沢大学にしようとか一具体的に言ったら駄目なのかもしれませんが、けれども一そのようなことが一定程度あったというふうに思うのですけれども、現在の高校3年生たちにはどのように周知されるのか、教えていただけますか。

居住対策課長 来年度に大学や専修学校などに入学される学生の皆さんへの周知につきましては、まずは市のホームページに掲載をするとともに、10月20日号の「広報とやま」に掲載をしてみたいと思います。

また、市内の公立高校が14校、私立高校が6校ありますが、全ての高校に案内を出しまして、教員の方や学生、保護者にお伝えしていただくようお願いをしてみたいと思います。

あわせて、利用実績のある大学8校、専修学校18校につきましても案内を送付して周知をしていきたいと思っています。

また、JR西日本並びにあいの風とやま鉄道などの交通事業者にも案内をして周知をしていきたいというふうに考えております。

尾上委員 一定程度効果があったというようなことでしたけれども、富山県には高等教育施設が少ないということで、どうしても県外へ出ていく子どもたちが一うちの子もたちも進学で県外に出て、結局県外で就職するというようなこともあって、私も偉そうに人のことを言えないのですけれども一県内にとどまっていただけ、もしくはできれば市内にとどまっていただけという、しっかりとした効果を、本当はもう少し長期で確認できたらよかった

のかなとっております。

今後も、子どもたちに市内に残ってもらえるような方策というか対策に力を入れていただければありがたいとっております。

もう1点です。今、JR西日本が商業施設とホテルの建設をしています。以前、その場所は暫定の駐車場でした。具体的にどのぐらいの台数が停められたのかということは私も数えたことはないのですが、ざっと100台ぐらいは停められたのかなと記憶しています。今、在来線の高架下が駐車場になって、新幹線の高架下と併せて若干使えるようになったと聞いているのですが、やはり以前の駐車場に比べたら大分台数が少ないのかなと。新幹線が到着する前後などには、駐車場にかなり車がとまっていたように思っております。

それで、富山駅の北口には市営駐車場があります。富山駅前駐車場は20分間無料でとめられるのですが、市営駐車場は1回車を入れたら必ずお金がかかるのです。富山駅でJRの切符を買ったりするときに無料になるような、そんな方法を取っていただければありがたいなと。できれば上制限を取っていただけたらもっといいと思うのですが、その辺りの考えは何かございませんか。

活力都市創造部長

20分無料というのは、JR西日本が駅を利用するお客様のために自らの営業活動の一環としてやっておられたものでございます。

おっしゃるように、もともとは平面で大きな駐車場がありました。今は新たな商業施設の整備のために封鎖しております。JR西日本といたしましては、それに代わるものとして、今おっしゃった高架下部分や、それ以外にもマリエとやまの駐車場なども使えるようにするという対応しておられます。

将来的には、今工事をしている商業施設にも大規模な駐車場を設置することとしておりますので、そこが完成すれば、駅利用者の方々は今までのように駐車場を利用できるだろうと思っております。

JR西日本では、マリエとやまの駐車場を今まで以上に使っていただくことで対応したいということをおっしゃっております。

20分無料のサービスは、あくまでも鉄道利用者へのサービスということでやっておられますので、やはり鉄道事業者で対応していただくものではないかなというふうに思っております。市営駐車場は活力都市創造部の所管ではございませんけれども、市として市営駐車場を安くすることについては考えていないところでございます。

委員長           ほかに質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設委員会活力都市創造部所管分を  
終了いたします。

午前 11 時 14 分   休憩

~~~~~

午前 11 時 31 分   再開

委員長           これより、建設委員会建設部所管分の議案の  
審査を行います。

議案第 137 号   富山市ブルーバール広場等  
条例制定の件、

議案第 150 号   工事請負契約締結の件（都  
市基盤河川馬渡川改修に伴う橋梁上部工工事  
）、

以上 2 件を一括議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

建設政策課長   〔議案第 137 号について、  
議案説明資料により説明〕

道路管理課長   〔議案第 150 号について、

議案説明資料により説明]

委員長

これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

村上委員

富山市ブルーバール広場等条例であります、以前の委員会、スケートボードやBMX、インラインスケートなど、若者がやりたいというようなことをできるようにできないかということをお願いしたら、会議でそういう意見を酌み上げたいというようなお話があったと思います。ところが、先日の本会議で岡部議員の質問への答弁で、禁止というような答えが出て、ちょっと残念な思いがしております。条例を見ますと、広場を壊したり汚したりするのは駄目だと。本会議での答弁はどのようなものでしたか一乗り入れたら駄目ではないのですよね。その辺を少し説明してもらえますか。

建設部長

一般質問でもお答えしましたように、BMXやスケートボードを使用しては駄目だという話ではなくて、例えば公共施設を壊さないような、そういう対策が練られたり、その責任の所在をはっきりできるのであれば許可はできると思っています。

ただし、現状を申し上げますと一先日も道路管理課の課長とも話していたのですが一夜の10時以降にスケートボードの練習に来られて、ベンチとかああいうところを相当ガリガリやっているのを再度確認したような状況なのです。やはりそういうことを考えると一結局個々で、二、三人のグループで来られるわけです。そうすると、もう責任の所在も何も関係なく、そこでガリガリやられて破損されてしまうということでもありますので、そういう個人で来られて勝手にやっていかれることはやはり禁止したいと思っています。

ですから、先ほど冒頭に言いましたように、きちんと責任を持って使用して、ものを壊さない、ましてやそこを通行している人もいるわけですから、そういった人に危害を及ぼさないような安全対策がされれば、内容によっては承認するという考えであります。

村上委員

そういうイベントであれば承認ということがあろうかと思うのですが、例えばBMX—自転車ですよね。これが、道路であれば道路交通法によって道路上の遊戯だと、交通が頻繁な場所で遊んではいけないということで駄目だと言えるのですが、要は広場だから自転車は当然通行するわけです。これは問題ないと。

そこでハンドルを回してもいいわけですから、おっしゃるように、工作物に乗ったりスライドしたりというのは駄目だけれども、いわゆるフラットランドと言うのですけれども、交通が頻繁ではないところでハンドルを回したりというようなこと、施設を壊す心配が全然ないような行為まで駄目ですよとってしまうのか、そこは目をつぶるのか、微妙なところだと思います。

スケートボードは確かにカタカタと音がするし、登りたがるということもあります。では、子どもがスケートボードでそこを通行する場合はどうなのか。道路であれば道路上の遊戯なので駄目ですよと言えるけれども、広場だと道路交通法で駄目ですとは言えないということもある。インラインスケートもそうです。だから、その辺りをどういうふうに見ていくのかということ。せっかく広場になったのに、通行なりをするときに、これをどういうふうに取り扱えばいいのかということをお心配しているのですけれども、どうですか。

建設部長

大変微妙なところだと思っています。

今委員がおっしゃったように、公共物を壊す云々というのは、これはもってのほかです。そして、先ほど私が言いましたように、プー



ルバールを通行している人も多いわけです。ましてや、我々は今、エリアマネジメントとかそういった形でにぎわいを創出して、あそこで多くの人に集まってほしいというふうに考えているわけです。

となれば、公共物を壊す以前の問題に、そこに集う人たちに危険が及ばないかという観点でも考えたいと思っていますのです。

それと、BMXについては一私はBMXの選手でも何でもないのですが—インターネットやユーチューブでいろいろと見ている限り、スケートボードと一緒に、ストリート—要は昔、アメリカのまちなかでいろいろな障害物を使って遊んでいたという話で、実はBMXも一委員がおっしゃるように、そこをくるくる回っているという話ならいいのですが—彼らも障害物に乗ったり、いろいろしておられるのですね。

そういうことも考えて、一言で言えば禁止という話ではありますが、イベントと練習との間を何をもって了解するかというのは大変難しい話ですので、その辺は我々も運用とかそういったもので今後考えていくつもりです。最終的にはやはりきちっと責任の所在がはっきりしていただける方でないと承認はできないと思っています。何もしないのであればやっ

てもいいという形にしたいとは思っておりません。

村上委員 この図面を見ると、橋の上が広場になっていないのは法的な問題かと思うのですが、どういう理由なのですか。

建設政策課長 橋梁部につきましては、橋梁ということで5年に1回の法定点検等が必要です。また、これからメンテナンス等も必要となってくるかと思えます。その際に、国費を投入しながら、有利な財源を使いながら事務などを行っていくために、広場区域とはしておりません。この橋梁の上については、イベントの活用というよりは、橋から見る立山連峰の眺望であるとか、そういう人がたたずむ場として活用していきたいと考えておりますので、道路区域のまま残すこととしております。

村上委員 広場と道路の連続といえますか、交互に現れるようなことになるわけです。先ほどの一当然壊したら駄目だということは分かるのですが、例えばNIXSスポーツアカデミーでやる場合もBMXはペダルが樹脂、ペグも樹脂ということで施設を壊さないようにしているわけですね。ですから、むしろママチャリの

ほうが倒れたら道路が壊れるわけで、使い方によって壊れたり壊れなかったりということがあります。微妙なところでありますので、極端に駄目だということではなく、今後も話し合いをしながら、できるだけ若者たちが、富山は楽しいところだぞ、楽しいところだったなということで、富山から離れないように食い止めたいというふうに思いますので、御配慮いただければというふうに思っています。

委員長           ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第137号、議案第150号、以上2件を一括して討論に入ります。  
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。  
これより、議案第137号、議案第150号、以上2件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議

はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第38号 専決処分報告の件（工事請負変更契約締結の件（都市計画道路下新西町上赤江線大島橋上部工工事））、

報告第39号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第20号、専決第22号から専決第25号まで、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

道路整備課長

〔報告第38号について、  
議案書により説明〕

道路管理課長

〔報告第39号中  
専決第20号、専決第22号、専決第23号、  
専決第25号について、  
議案書により説明〕

土木事務所 〔報告第39号中  
建設課長 専決第24号について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結  
いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、  
議決不要のものです。  
次に、建設部所管分でただいまの報告以外に  
何か質問はございませんか。

岡部委員 先ほどブルバールの広場条例の議案等が審  
査されたわけですけれども、ブルバールに  
ついては以前よりムクドリ被害が一私もよ  
く通るのですけれども一大変な状態というこ  
とで、これまでいろいろと対策をしてこられ  
たと思います。これまでやってきた対策につ  
いて少しお聞かせください。

道路管理課長 ブルバールのケヤキに飛来するムクドリ対  
策といたしましては、平成18年度から、鳥

の平衡感覚を乱すための磁気発生装置、カラスの模型、防鳥ネット、それから鳥が嫌う臭いを発する薬剤を木に塗布するなど、いろいろと対策を試みておりましたが、どれも有効な効果が得られないことから、本市では、平成27年度より、ムクドリが嫌う周波数の音を発生する音波発生装置を設置し、平成29年度からは、これに加えてケヤキの剪定も実施したところ、近年ではムクドリの飛来の減少が見られたところでございます。

岡部委員

今度プールバールを再整備するというところで、樹木についてもある程度再配置すると本会議でも答弁がございました。この再整備で、ムクドリ対策というのは何かプラスして考えておられるのかどうか伺います。

建設政策課長

再整備の中で、広場の利活用を向上させるために街路樹をある程度間引くことを考えております。これによりスペースを一体的に活用できるとともに、鬱蒼とした茂みを取り除くことで、鳥対策にも一定の効果があるものと考えております。

それと、今ほどありましたような、これまでに取り組んできました音波発生装置などの対策と組み合わせることで、より一層効果が現

れるものというふうに考えております。

岡部委員 再整備は具体的には来年度ということになりますが、現状もかなりひどいわけです。今年度何か具体的に考えておられるのかお聞かせください。

道路管理課長 新たな取組ということでよろしいでしょうか。

岡部委員 今までやってきたもののほかに一鳥が相変わらずいますので。夜はすごいのです。

道路管理課長 新たな取組、対策ということについてお答えいたします。今年度の新たな取組といたしまして、火薬を使用した銃声の音を出すことによって、ムクドリを追い払う社会実験を実施しております。

具体的には、オーバード・ホール前及びカナルパークホテル富山前のケヤキに設置されている音波発生装置を一旦停止させた上で、職員3名を配置し、ムクドリの飛来が予想されるケヤキの木の付近で、音追いピストルと呼ばれる拳銃のような道具を使用して、場所を移動しながら音を出してムクドリを追い払うものでございます。

この試みを8月5日と8月6日、それぞれ午

後7時から約1時間実施いたしまして、2日間で音を約1,200回発生させましたところ、しばらくの間はムクドリが寄りつかないということが確認できました。

しかしながら、その後またムクドリの飛来が再び確認されたので、2回目といたしまして、8月24日の同時刻、午後7時から約15分間にわたりまして音を約600回発生させましたところ、今現在までムクドリの飛来が認められなかったことから、この試みは一定の効果があったのではないかなというふうに考えております。

岡部委員

これは切りがないと言ったら意味がなくなってしまうかもしれませんが、全国的にこういうムクドリの問題があって、多分今週の初めだったと思うのですけれども、めざましテレビで福島市の取組をやっていました。鷹の剥製をつけてみたり、あるいはロケット花火を打ってみたりということをやっているということで、多分、全国のいろいろな取組を聞いておられると思うのです。そういうものも含めてぜひ対策をしていただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

尾上委員

富山ではあまりやられないですけれども、鷹



がカラスとかムクドリに効くとよく聞くのです。富山県に鷹匠がないということがあるのかどうなのか、私はちょっと分からないのですが、そこら辺の考えというものはないのですか。

建設部長

鷹匠については考えたことはありますが、まずいらっしゃらないのです。それと、もちろん費用もかかり、鷹が広範囲に飛んでくれるわけでもないで、ものすごく効率が悪い部分があります。それと先ほど道路管理課長が言いました、ジジジジジという一パルスと言っているのですけれども、今はあれがやはり全国的にも一番効果があって、昨年度までは先進的な取組ということで他都市から本市に見に来ておられたような状況があります。

先ほど大げさに銃声と言いましたので、勘違いされたら困るのですけれども、運動会的时候会に用意ドン、パーンという、あれのちょっと程度のいいぐらいのものです。拳銃とかそんなものではありませんので、ひとつお断りしておきます。

それで、今、我々の経験上一番効果が出ていますのは、今言いましたジジジジジというパルスプラス剪定なのです。剪定をしなくてジジジと鳴らしていても、結局、上がふさふさ

になっていますと、音が届かないのか、それとも鳥が隠れるスペースがあるからなのかよく分からないのですけれども、出ていかないので、その2つを組み合わせることが今一番効果が出ています。

ですから、尾上委員が言われた鷹匠も多分効果はあるのでしょうかけれども、我々としては今のそれがムクドリを追い払う生命線だと思っています。

それで、先ほど御紹介させていただきましたパンパンというやつですが、これは会津若松市で実績があって一道路管理課の担当者がパソコンをたたきまくって、いろいろとインターネットで探した中で出てきたものです。これも会津若松市の例では何回か繰り返すと来なくなったという実績がありますので、これはちょっと続けていかなければいけないと思っています。

いずれにしても、先ほど条例等のお願いもしてきたわけですが、やはりこれからにぎわいを創出して、市民の憩いの場として来ていただく。我々もこの後、今ちょうど予算を認めていただいて詳細設計も進めております。そういう中で、言葉は悪いですが、ふん害みたいなものがあるのは、やはり市民の憩いの場にはなりません。また新たな方法がも

しかしたらいろいろと出てくるかもしれませんが、そういったものをアンテナを高くして見て一やはりいろいろと実験的にやって、ブルバールのにぎわいを何とか創出していきたいと考えております。委員の皆さんが、何かいい案をお耳にした場合には、またいろいろと教えていただければ助かりますのでよろしくお願いします。

竹田委員

私からは、コロナ禍で、いわゆる入札不調などに変化があるのかその辺りを一特に大きなプロジェクトは別にして、中小プロジェクトというか中小工事においてそういうことが発生しているのかどうか。恐らく要員不足なり、あるいは金額の不調によりそういうことが発生していることが十分考えられますので、お答えいただきたいと思います。

建設部次長

今、竹田委員から御指摘を受けました新型コロナウイルス感染症に関連する入札の不調関係ですが、9月中旬現在で新型コロナウイルス感染症に関連しての不調不落というものは実際には発生しておりません。配置技術者が手配できないとか、そういう場合の不調不落はありましたが、新型コロナウイルス感染症に関する不調不落はないです。

また、それに対しての工期延期というものも今のところは発生していないような状況になっております。

村家委員

現在、公共施設のマネジメントを企画管理部でやっていますよね。そして、今、社会インフラの老朽化に伴って、橋梁トリアージを建設部で行っています。

今後、例えばトンネルですとかのり面などのマネジメントを、建設部としてどのように行われるのでしょうか。

道路構造保全対策課長

社会インフラの老朽化ということなのですが、これも、これは道路や橋梁に限った話ではありません。トンネルとかシェッドとかのり面とか、道路を構成する施設全般についてマネジメントしていかなければいけないと、必要不可欠なものであると考えております。

本年4月、組織改正がございました。従来の橋梁に加えてトンネルやシェッド、門型標識などそういうものにつきまして、一元的な管理体制を構築して、道路構造保全対策課として行っており、従来の橋梁マネジメントで蓄積したノウハウと申しますか、そういうものをほかの施設にも横展開していくということで、効率的・効果的な老朽化対策というもの

に努めているところでございます。

いずれの施設につきましても、国が定める基準等がございます。それらに基づいて点検等を実施しており、選択と集中によるメリ張りのある対応ということで、持続可能な社会インフラとマネジメントを推進していきたいというふうに考えております。

村家委員 本市の目指すものをしっかりと定めて今後取り組んでいただければと思います。

委員長 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。以上で、建設部所管分を終了いたします。これで、9月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査が終了いたしました。委員各位に御相談申し上げます。委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和２年９月定例会の建設委員会を閉会いたします。

令和2年9月定例会  
建設委員会記録署名

委員長 押田大祐

署名委員 岡部 享

署名委員 五本幸正